

第7回環境社会配慮審査会

日 時 平成 20年 10月 6日 (月) 14:00~15:45

場 所 J I C A本部 12C 会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学(株)代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

欠席委員

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	小林 正興	個人
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 及び専攻長
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	藤崎 成昭	東北大学大学院環境科学研究科教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

事務局

岡崎 克彦	独立行政法人国際協力機構 審査部長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 審査部 次長
杉本 聡	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第一課長
宮崎 明博	独立行政法人国際協力機構 審査室準備室 環境社会配慮審査第一課
飯島 大輔	独立行政法人国際協力機構 審査室準備室 環境社会配慮審査第二課

委員・事務局以外の発言者

磯元 賢志	株式会社片平エンジニアリングインターナショナル
庄司 岳雄	日本海外コンサルタンツ株式会社
金川 誠	独立行政法人国際協力機構 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課

村山委員長 それでは、時間を過ぎましたので、第7回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

きょうは、最初に審査部長の岡崎さんからごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

岡崎審査部長 審査部長の岡崎でございます。審査部という組織は、新JICAの発足に伴いまして新しくできた部でございます。従来はJICAで行ってまいりました環境社会配慮確認の仕事と、それから従来は国際協力銀行で行ってまいりました環境社会配慮の審査の仕事。新JICAの発足に伴いまして一つの部、審査部という部で行うことになりました。

私自身は新JICAの発足以前は国際協力銀行の環境審査室長をしてまいりました。円借款とそれからこの10月1日に新たに発足をいたしました、日本政策金融公庫に移管されました国際協力銀行の日本企業の貿易投資活動を支援するための機能、これに必要な環境社会配慮確認の

仕事をしてまいりました。

10月1日に新しいJICAということで、また新しい審査部ということで発足をいたしました。これからいろいろ皆様にお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、今回新しい組織のもとで委員の先生方には任期の延長のお願いをいたしました。大半の先生方からご快諾をいただきましてありがとうございました。引き続きお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それからもう一点ご連絡でございますけれども、この新JICAの発足を前提に、従来のJICAの持っておりましたいわゆる環境社会配慮確認のためのガイドライン、それから従来の国際協力銀行が持っておりました環境社会配慮のための確認のためのガイドライン、この2つのガイドラインの今統合の作業を続けております。東京工業大学の原科先生を委員長にいたしまして、学識経験者、日本政府、それからNGOの皆さん等々の出席をいただいて有識者委員会を組織しております。議論は白熱をしているんですが、残念ながら10月1日にはまだ双方のガイドラインを前提に新しいガイドラインをつくる上でどういったことを検討していかなくてはいけないかということの論点の洗い出しと、それから新JICAとしての考え方の説明を終えたところでございまして、新しいガイドラインの制定にはいましばらく時間を要する見込みでございます。

他方で、有償、無償技術協力の案件それぞれ動いてまいりますので、それぞれの必要に従いまして、これまでのJICAのガイドラインとこれまでのJBICのガイドラインを前提に環境社会配慮の確認の仕事は続けてまいります。

審査会との関係も、有償資金協力に関しては、そもそも旧国際協力銀行のガイドラインに審査会の規定がございませんので、審査会に答申を仰ぐということはいたしません。逐次新JICAのもとで行ってまいります有償資金協力の案件の情報についてもご報告をするようなことを考えております。

いずれにいたしましても、新しい組織ができ上がりました。事務的な連絡で恐縮でございますが、審査部というのは新宿から出まして竹橋のほうに居を構えております。きょうはこちらのほうに出張ってきておりますけれども、いずれはまた竹橋のほうにお越しいただくようなこともあるかもしれません。いずれにいたしましても、新JICAのもとで引き続き皆様にお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

村山委員長 どうもありがとうございました。今の点、何か委員の方からございますか。

長谷川委員。

長谷川委員 我が審査委員会からどなたか、今やられている新しいガイドラインづくりですが、これには参画はされているメンバーの方はいらっしゃるのでしょうか。

渡辺次長 今、部長から申し上げましたように、有識者委員会を発足して検討しておりますけれども、審査会の委員等と重複をされている方はおられません。また、必要に応じて事務局のほうからご説明さしあげたいと思っておりますけれども、かなり業務がそれぞれがちょっと会議が多いものですから、重複は避けたという形でございます。

長谷川委員 我々実際にこれまでのガイドラインを使用して審査をやらせてもらったんですが、その中で我々が感じたことがあるわけで、そういったことを新しいガイドラインをつくる際に何か述べる機会とか、そういうことがあるのかどうか、どうでしょうか。

渡辺次長 その点は既に論点の議論を有識者委員会でしておりますけれども、ご参考までにそういった論点のペーパーをお配りさせていただきますけれども、さらにこういうことをもし追加すべきだといったようなコメントがございましたら、またいただければというように考えております。

長谷川委員 ありがとうございます。

岡崎部長 一点補足でございますけれども、有識者委員会の議論はすべてオープンになっておりまして、JICAのホームページで議事録の確認もできますので、またご意見をいただく際には、お忙しいとは思いますが、お目を通していただければと思います。

村山委員長 それでは、論点整理のペーパーは後日お配りいただくということで、ほかによるのでしょうか。

それでは、次に進めたいと思います。

10月から半年間の延長ということで委員の皆様をお願いをすることになりましたが、菊地委員が事情によりご退任ということになりましたので、お願いをしていました副委員長を選任をしなければならないという状況にあります。それで、10月に入りましたので、できるだけ早い時期に選任をしたほうが良いということで、第2の議題に上げていただいておりますが、ただ、きょうはかなり委員のご出席が少ない、しかもまだいらっやっていない方もおられるので、ちょっとこの時点で議論をするのはなかなか厳しいと思います。

何か方向とかこういう観点で話をしたらどうかというのがありましたらお出しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、ちょっときょうご出席予定の方もいらっやった後、きょうの会合の終

わりのほうに回させていただいて、その時点で少し方向性を議論させていただければいいかなと思います、それでよろしいでしょうか。

それでは、第2議題については後のほうに回していきたいと思います。

では、第3議題に入らせていただきます。

エジプト国カイロ高速道路優先区間フィージビリティ調査の答申案協議ということになります。資料のほうに担当の委員の方からのコメントと対応、回答状況についてまとめていただいていますので、これに沿って進めていきたいと思います。

少ないので全部ご説明いただいたほうがいいですかね。適当に分けていただいても構いません。じゃ、資料に基づいてご説明をまずお願いいたします。

金川 本件を担当しておりますJICA経済基盤開発部の金川と申します。よろしくお願いいたします。

では、コメントと調査団の対応・回答に入る前に、先日の諮問の際に、大変申しわけなかったんですけども、文字が不鮮明ということで、きょう再度お配りしていますそれぞれの区間のコンター図についてちょっとだけご説明さしあげたいと思います。

皆様のお手元にA3のカラーでお配りしておりますが、これに今回は文字鮮明な形で、それぞれの区間でSPM、ノイズの解析の結果を示しております。一番最後ですね、E1-2とE3-3に関しては、ノイズが現在の通常の解析をしますと環境基準を超えるということで、ノイズの低減方法をいろいろ検討しまして、それを対応した結果どういうふうになるのかというのが示されております。

例えばE1-2というのを見ていただければわかるかと思うんですが、まず何も対策をしない場合、ページで言うと、ちょっとページ番号を振っていなくて申しわけないんですが、6ページ目にE1-2 Noise without Mitigation Measuresというのが、図が載っているかと思えます。こちらを見ていただきますと、2027年に高架が建設された場合、右側の壁のほうを見ていただくとわかるんですが、70デシベルを超える区間が、超える部分が生じてしまいます。

それに対して対策をとった場合、これはページはちょっと後ろからで申しわけないんですが、後ろから2ページ目、一番最後のページ、紙の表側と言えいいんでしょうか。E1-2、Noise with Mitigation Measuresというので、一番下のWith porous pavement, noise absorption panel and noise barrierという一つは音を吸収するような舗装、これは排水性舗装のことなんですけども、これとノイズを吸収するようなパネル、あとは遮音壁、これを建設した場合にどうなるかということで、先ほど70デシベルを超えてしまうといった右側の壁の、

一番上の図と同一なんですけれども、70デシベルを超える部分が60デシベルを若干超える程度にまでノイズが削減されるという状況が示されております。

以上がコンター図の説明ですが、早速委員の皆様からいただいたコメントとそれに対する調査団の対応・回答のほうに移らせていただきたいと思います。

では、今回コメントを8点ほどいただいたんですが、それほど量も多くはございませんので、こちらから一度すべてご説明さしあげた上で、また追加で委員の方からご質問、コメント等あればよろしくお願いたします。

では、まずステークホルダー協議という大項目の中の1.委員からいただいたコメントとして、ステークホルダー協議において非正規居住者を含めたプロジェクト実施による移転が想定される世帯の参加の状況を明示し、プロジェクトの実施に対する当該世帯の意向を確認することというコメントをいただいております。

先日の諮問の際もご説明さしあげたんですが、今回の調査においてステークホルダーミーティング3回開催したものの、移転住民の参加は得られておりません。これにステークホルダー協議に参加してもらえるように新聞広告へのステークホルダー協議の開催の広告であったり、オープンハウスやウェブサイトでの広報活動は行いましたが、それでもなかなか参加はしてもらえなかったという状況があります。

我々の調査ではそれに対してどういった対応をしたのかといいますと、ステークホルダー協議を補完するために、50回程度の少人数でのグループ協議あるいは1,500世帯を対象としたインタビュー調査を実施して、ステークホルダーミーティングに来られなかった移転住民の意見というのなるべく吸い上げられるような形の調査方法をとっております。添付の資料が配付されているかと思うんですが、これに移転住民の意向は、回答を示しております。

例えば移転対象となる住民はE 1 - 2という区間で2つほど地区がありまして、一つがWooden Bridgeで、もう一つがTharwat Hutというところです。それぞれのところで、Wooden Bridgeであれば102世帯、Tharwat Hutであれば14世帯への家庭に対してインタビュー調査をしています。Tharwat Hutですね、50世帯が移転対象となって、それに対してインタビューの数が14というのは少ないんじゃないかというご指摘、お思いになる方もいらっしゃるかと思うんですが、それを補う形で今度は少人数でのグループディスカッションというのをTharwat Hutでは9回ほど開催して、それなるべく参加住民に重複がないような形で開催して意見を聴取しております。それぞれもちろんインタビューを行う際に、あなたは移転する可能性がありますと明示しているにもかかわらず、それぞれの地域でプロジェクトをサポートする意見という

のはWooden Bridgeであれば59%、Tharwat Hutであれば93%という結果を得ています。

この1.のコメントに対して括弧書きでまた追加のコメントをいただいているんですが、このEIAのMain Textの90ページのTable34では移転対象がすべて非正規居住とされているが、一方です、App.10の14ページにあるTable2.8からはどの程度非正規居住者が含まれていたのか不明という追加のコメントをいただいております。

これちょっと調査のとり方の違いによって結果が異なっているという状況があります。1つ目のTable2.8というほうは住民への直接的なインタビューの結果ですので、例えば、そもそも可能性として、その住民が自分が非正規居住者であることを知らないで通常のとおり家賃を払って居住しているスタイルをとっていたりする場合があるとのことです。

一方、Table34というのは、ローカルコンサルタントをヨウジョウした採択の結果ですので、これはあくまでも客観的な評価に基づいています。ですので、その2つの結果がそごが生じている可能性というのは否定できません。

したがって、こちらからの対応としては、インタビュー調査の結果、Table2.8のほうに先ほど私から申し上げたことを注釈として加えたいと思います。

次のところが一番重要なんですけれども、EIAの(案)では、以上のように正規と非正規が若干混在しているという状況はあるんですが、移転住民に対しては市価に基づく適正な金銭的補償を行うことを提言しておりますので、このインタビュー結果が若干のそごがあったとしても、それによって政府から補償される金額に違いは生じないということです。そのように提言をしております。

次の2.ですが、本案件では環境社会配慮上で重要な意味を持っている「現地ステークホルダー」との協議が、政府関係者、民間企業、大学、NGOと住民が個別に行われていた点に特徴があると感じます。ステークホルダー協議が住民の参加抜きで行われた背景とその代償措置、そして住民抜きのステークホルダー協議の意義につきレポートで評価されたい。

これはご指摘のとおり、EIAの(案)にその旨を記入・評価したいと思います。ステークホルダー協議に住民が不参加であった理由については先ほど申し上げたとおりで、またそれに対する代償的な措置も先ほど申し上げたとおりです。

今回のエジプトの例ですと、社会的な階層の差がありまして、そういった中で異なる階層の人たちが同じ場に、一堂に会して意見を対等に述べるというのがなかなか難しい状況があります。

エジプトに限らずそのような国というのは、途上国の中ではあるのかなというふうに感じて

おりまして、そういった社会的状況にある国においては、今回の調査のように、ステークホルダー協議の場では政府関係者を対象として、それを補完する形で住民からの意見を聴取する、そういった調査方法があつてしかるべきではないかと考えています。そのように本調査でも対応をしております。

次、測定結果、単位・基準の表記という大項目の中で、3．デシベル（A）は騒音のみに用いられるA特性の補正值と考えられるため、振動における単位の表記について確認していただきたい。

これはご指摘のとおり修正いたします。

次、4．でEnvironmental StandardとAllowable limit(level)という表現が混在しているが、両者の意味は若干異なると考えられるため、区別しているのであればその違いを明確にし、特に区別がないのであれば統一することを検討していただきたい。

これに対して、若干先ほど、先日出したE I Aの（案）では使用が混在している場合があつて、大変申しわけないんですが、まず1つ目のEnvironmental Standardというのは、ある種定性的な要素を含む環境社会配慮基準に対して使用しています。

例えば、今回の調査の対象の中で、環境社会配慮としてプライバシーの侵害というのが上げられているんですけども、こういった定性的な要素を含むものに対してはEnvironmental Standardという語を用いる。

一方、Allowable limit(level)というのは数値で示される、例えばS P Mの基準はこれぐらいですとか、そういったものに使っていききたいと思います。

もう一度こちらのほうで、調査団のほうでリバイズしまして、E I Aの（案）の中では上記の先ほどご説明した語句の使用の方法を統一を行っていききたいと思います。

5．調査結果、特に外部委託によって得られたデータについては、その信頼性に関する判断、（測定場所、測定頻度、測定機器、データの統一性（比較可能性）等）も適宜書き込んでおいてほしい。

このコメントに対しては、ご指摘のとおり、E I Aの（案）の中に記入していききたいと思います。

次、影響把握と対応策という大項目の中の6．大気汚染や騒音・振動に関しては、地上だけでなく高架道路に近接した中層建築物への影響も記述すること。

これに対しては、大気汚染についてはE I A（案）29ページの第1及び第2段落、騒音についてはE I A（案）の33ページ、下から2つ目の段落というところに影響と対策を示しており

ます。

一方、振動については、本調査にて実施した路側調査の結果から、中層建築物への影響はないと判断しております。

追加のコメントとして、追加というか補足コメントとして、2ついただいているんですけども、まず1つ目が、高架周辺の高度では現状より悪化する可能性がある区間が想定されるため、要約部分の大気汚染の記述で、the conditions of air pollution shall not be worsened by the construction of expressways at operation stageという表現は不適切と思われる。

これについては、諮問の際にもご指摘いただいたとおり、E I Aの(案)の中で修正をしたいと思います。

もう一つですが、また現状より悪化する地区がある場合は情報提供や物理的対策を含めた適切な措置を盛り込むこと。

これについても、ご指摘のコメントを踏まえてE I A(案)に盛り込んでいきたいと思いません。

7. 高架によって負荷が遠方に拡大する可能性があるため、対象となっている道路の沿道付近に立地する学校や病院等の施設への影響には特に配慮すること。中でも部分的な交通量増が想定される箇所については騒音壁の設置など具体的な対策の必要性を検討すること。

こちらのコメントに対しては、現在既に提出しておりますE I A(案)の中の「2.16 Socially Sensitive Facilities」という項目において、本調査で設定した路線付近に立地する学校あるいは病院などの施設への対策が必要である旨提案しておりまして、これは先方政府に提出しますので、その中で検討されていくと、そういうふうに考えております。

最後ですが、住民移転対象世帯への対応というところで、8. 影響住民の社会経済的状況を把握するために行われた調査の対象のうち、移転住民の割合を明示し、移転住民に特化した状況を確認すること。

これに対しては、先ほどの資料にも示したんですが、今回の移転の対象となる区間は2つありまして、その1つのWooden Bridgeでは、インタビュー調査の対象となった104世帯中に50世帯、移転世帯は存在しています。これは割合にしますと48%です。

一方、Tharwat Hutのほうでは、先ほど申し上げたとおり、14世帯がインタビューの対象になったんですが、このうち14世帯、つまり100%が移転予定世帯であります。ただし、地域全体の移転予定世帯数を考慮しますと、これは50世帯になりますので、先ほど申し上げたとおり、

インタビュー調査をまた補う形でグループ協議を9回実施しておりまして、移転住民からの意見というのも聴取しております。

こういった移転住民に特化した状況については、E I A(案)のAppendix 10の2.4に記載しております。

これにも追加のコメントをいただいております、Appendix 10の15ページ、Tableの2.12(Are you happy with the Project?)で移転対象となっているTharwat Hut地区の93%がYesと回答している理由が不明というところですが、今回のインタビュー調査の際にTable 2.13から2.18に対しては「思いつく環境影響を3つ挙げよ」というような設問をして、その回答を、それがTableの2.13から2.18は先ほど申し上げた「思いつく環境影響を3つ挙げよ」という設問に対しての回答の結果です。ですので、そのインタビュー対象となった住民は、その自身への影響の度合いとは無関係に、一般的にプロジェクトの環境影響というのを挙げている可能性があります。

ただし、先ほどご説明さしあげたとおり、インタビュー調査を行う際には移転住民に対して、その住民が移転する可能性があるとはっきり申し上げた上で調査は実施しております。この設問とは別に、プロジェクトへの賛否とその理由に関する質問もしております、Tharwat Hutではプロジェクトに対して反対している理由は資産商業価値の下落の4%のみであり、具体的な反対意見というのが極めて少ないと言えます。

こちら、先ほどご説明した添付の資料のほうで、Tharwat Hutという列があるかと思うんですが、その下のほうに、Reason for objection(Multiple reply)というところで、Reduce commercial valueというところで4と書いてあるのが、これが今ご説明さしあげた資産商業価値の下落の4%、これが反対意見であるというところです。

以上、ご説明を終わらせていただきます。

村山委員長 どうもありがとうございました。それでは、今のご説明に対して、追加のコメント、ご質問がありましたらお願いいたします。

柳内委員はいかがでしょうか。

柳内委員 私、コメントさせていただきました、この2番目が私コメントさせていただいたんですが、これは回答にありますように事情が事情だったということで、これはこの会議の席でも何回もご説明いただいたと思っております。あえてその中でコメントさせていただいたということは、ステークホルダーミーティングというのは、この環境社会配慮という中で一つの大きな役割を果たしている情報の公開とか住民参加とか、そういうことの上で非常に大きな役

割を果たしているんじゃないかと思うんです。特にステークホルダーミーティングという席では、参加者が必ずしも相互の利害が一致しない形で参加しているというところで、その中での議論、その中での公開される、交換される情報ということは、これは非常に価値があるのではなからうかと思えます。

現実には人が集まらないということで、そういうことができなかつたということであるわけなんです。私がお願いした代償措置ということは、そういう意味でここにありますグループ協議あるいはインタビュー調査、そういうことで先方の意向を聴取するということはむしろステークホルダーミーティングなんかよりも詳細にうまく行われているんじゃないかと思うんですけれども、逆の今度は情報の公開というところが十分いくかどうかというところですね。その辺をそういうものを十分配慮した情報の提供をやっていきますよということをレポートの中で書いたほうがよいのではなからうかということで、今こういうコメントを書かせていただいた次第です。

そういうことで、代償措置はこういう会議をやっていきますよ、それで十分住民の意向は聴取することはできましたよということだけでなしに、少なくともステークホルダーミーティングで行われた同じような情報はそういうグループミーティングあるいはインタビュー調査をやる時にも逆に提供していますと。その上でさらに住民の意見、個別の意見を聴取していますというような形が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

金川 ありがとうございます。今ご指摘いただいたとおり、確かにインタビュー、グループ協議というのは意見聴取をする場としては非常に適切な方法で、その一方で情報公開という点はどうかというところなんですけれども、正直に申し上げて、ステークホルダーミーティングでパワーポイントを使ってステークホルダーの方にご説明したのと全く同じ例えばプレゼンをしたりとか、そういうことができているかという、そこは十分ではない可能性があります。

その一方で、今回ステークホルダーミーティングのところを重点的にご説明していたんですが、オープンハウスというものを調査対象地区に5つほど設置しまして、そういった中でプロジェクト関連の資料というのは閲覧はできると。インタビューであつたりグループ協議のところでもどれくらい十分な時間がとれるかというのは、ちょっと難しいところもあつたかもしれないんですが、そういったオープンハウスの活用であつたりウェブの活用をしたりしまして、情報提供は十分行っているつもりです。今の申し上げた点については、またE I Aの(案)の中に十分書き込んでいきたいと思えます。

ありがとうございます。

村山委員長 もし追加で。それでは、あとは私のほうで幾つか出させていただいたんですが、1番と8番の今の柳内委員のご指摘にもかかわるんですが、協議の関係で実際にこのプロジェクトに関しては、当初は移転世帯が発生するかどうか十分わからないという状況で、前回はご説明をいただいた。今回、全部で100世帯になりますでしょうか、移転が発生する可能性が出てきたということで、やはり移転する可能性のある方々の意見というのはちゃんと聞いたほうがいいだろうということで幾つか出したわけなんですけども、一つ少なくともインタビューした中で移転世帯がどれぐらいの割合かというのは明示をしておいたほうが、さっと読んだ感じではちょっとわからなかったの、そこは明示されたほうがいいと思います。

それから、先ほどご説明はいただいたんですが、やはり移転する可能性があるのに9割以上の人たちが賛成するというのは、ちょっとやっぱりよくわからない、納得できないんですけども、ある意味で一般的にプロジェクトの意見を聞いても余り意味がないんじゃないかという気がするんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

あるいは、移転する場合どういう条件かというのはちゃんと提示をされてインタビューをされたのか、そのあたりはいかがですか。

庄司 移転するときのインタビューをするに当たっては、ちゃんとした少なくとも生活が悪化するようなことはないような条件で移転をしてもらおうということで説明しております。それで、移転者の中にも、自分たちの住んでいる地域は非常に劣悪な地域だと。例えば麻薬患者とか酒飲みで若者がぶらぶらしていて余りよくないというようなこともあって出たがっている、移転で移りたいという住民が多かったのも事実です。その辺は、グループディスカッションの協議簿にまとめて書いてあります。それもE I Aレポートでそういう点を強調して書き加えたいと思います。

以上です。

村山委員長 そのあたりの説明を加えていただいたほうが、この数字だけを見ちゃうと誤解を与えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、今の現在の生活が悪化しないというのはすべて非正規の住民で、資料によれば上物については市場価値で補償すると、そういう条件を提示されているということですね。

庄司 そうです。

村山委員長 それから、7番の学校や病院等の施設に対する話なんですが、これは確かに地図が添付されていて、幾つかあるというのはわかるんですけども、この中で特に配慮すべき

施設がどれかというところまで特定ができているのでしょうか。

庄司 どの施設を配慮すべきかというのは地図で赤い印をつけてありまして、その数も拾いまして、こういう建物については今後さまざまな方法で、特に騒音を重点的に配慮するようにというふうにレポートで提言しております。

村山委員長 赤い印がついたものはすべて配慮すべきという、そういうことですね。

庄司 基本的にそうです。

村山委員長 そうですか。

少し7番で書いたのは、高架になったおかげでより遠くに騒音が及ぶという可能性が多分あると思うので、かつ、こういった施設の中層階にそういった影響が特に及ぶのではないかと懸念があったものですから、こういうコメントをさせていただきました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

野村委員。

野村委員 騒音対策で、舗装と防音壁とノイズバリアの3種類の対応を考えておられるようですが、これは今回の建設時点でこの3種類の対応を設計に組み入れた形でやるのか、それとも2027年というのは20年後ですね、ですから交通量だとか実際の騒音の程度だとか、そういうものを踏まえながら将来段階的にその対応をとるような形でF Sといいますか計画書をつくることになっているのか、そのところを教えてくださいませんか。

庄司 今のところ、おっしゃったように段階的に、今すぐすべてこれをとるというわけではなしに、計測も交えながら段階的に考えております。

磯元 補足させていただきますけれども、例えばポーラスペースメント、透水性舗装ですけれども、これは日本でもそうですけれども、だんだん砂ぼこりとかそういったもので目詰まりしていきますので、ある段階でやり直したり圧縮空気もしくは水できれいに掃除したりする作業が必要になります。ですので、今後の実際の建設のときにどうするかにもよりますけれども、費用対効果とかそれからライフサイクルコストとかの面からどのものをまずやるべきか、もしくは後づけでできるようにするんでしたら、最初からその構造物にそういった例えば高架上の防音壁でしたらその防音壁がつけれるだけの金具をつけておくとか、そういった措置は必要だと思いますけれども、それを最初からつけるか後づけにするかというのは、今後のD D、詳細設計とかの段階で決めていくことになるかと思います。

野村委員 段階的にやるということになると、気になるのは現時点で必要な最低限の対応を、とっておきましょう。10年後にこれをやったほうがいいですね、20年後にこれをやったほうが

いいですねといったときには、今の段階でやらなきゃいけないことは事業費の中に含め、仮にこれがどこかのファイナンスで行われるとすれば、そのファイナンスの中でお金も面倒を見てもらえるんだろうと思うんですね。

ところが、10年後交通量がふえてきたからこれをやらなきゃいけない、20年後交通量がふえてきたから防音壁をつくらなきゃいけないということになったときに果たして政府にお金があるのか、やる気があるのかというのは必ずしも担保されないというのが途上国の現実なんだろうと思うんです。

もう一つは、メンテナンスにかかる費用をどういうふうに捻出していくのかということもあると思うんですけれども、そういう意味では、今日いただいたこの紙を見ていると、何にも対策をしないとき、それから舗装をしたとき、それからアブソープションパネルをつけたとき、そしてノイズバリアをつけたときと対策が加わっていつているんですけれども、実際問題として、将来本当にノイズバリアをエジプト政府がしてくれるのかと考えたときに、必ずしもこの順序にこだわる必要はないと思います。

つまり、メンテナンスに金がかかりそうな舗装よりは、最初からノイズバリアを建てたほうが、効果というか将来の騒音の低減という意味では、今の時点でやっておくほうがきちんと担保できるという考え方もあるのかなという気がして、とり得る対策というのはこの順序ではないだろうし、その将来の予算手当てだとかなんとかということも加味しながら、一番現実味のある対応を検討していただければいいのかなというふうに思います。

磯元 ありがとうございます。おっしゃるとおり、確かに舗装が先で、その後防音パネル、それから防音壁というのは必ずしもその順番でやらなくても構わないと思いますし、ここは分析上たまたま日本で一般的にとられている方法で分析、解析させていただきましたけれども、そういったメンテナンスコストとかも含めて、そのためのリョウキンチョウシュウでもありますので、必要に応じて最初から費用対効果もしくはライフサイクルコストから防音壁が一番効果があってメンテナンスしなくても長もちするということでしたら、防音壁をまず取りつけるということから先に施策としてとっていくということは十分可能だと思いますし、そういった旨のコメントを今回のEIAレポートにもつけさせていただきたいと考えております。

村山委員長 野村委員、よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。

お出しいただいたコメントの数も余り多くないので、もしよろしければこれで第3議題については終わりにしたいと思います。

あとは事務局の方で答申案という形で作成をいただいて、最終的にまとめていきたいと思
います。よろしいでしょうか。

それでは、第3議題をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

続いて第4議題ですが、担当の方の入れかわりがあると思います。ちょっと休憩を入れさせ
ていただきます。

(休 憩)

村山委員長 それでは、審査会を再開させていただきます。

第4議題ですが、ベトナム国ホアラック・ハイテクパークフィージビリティ修正調査・答申
案協議ということになっております。

きょうは資料として担当委員の方からいただいた質問、コメントに対する見解と対応を作成
をしていただいています。これに基づいて進めていきたいと思えます。

まず質問ですね、1から6までありますので、これについて見解と対応をご紹介いただけれ
ばと思えます。

小森 私、経済基盤開発部で本件を担当しております小森と申します。それから、本件調査
団のほうでお2方、渡辺隊員、それから神下隊員参加させていただきまして、この3人のほう
で今回回答させていただきたいと思えます。

それでは、今質問の1から6までということで、まずこちらのほうで対応させていただき
たいと思えます。

1番目については、まず改訂マスタープランと修正マスタープランの関係ですけれども、ま
ずJICAで修正マスタープランというものをベトナム側と、実施機関と一緒につくりました。
これを受けて実はベトナム側で修正マスタープランをベースにベトナム国内の作業として最終
的に承認したものが改訂のマスタープランということになります。

それから、今回の改訂マスタープランとそれから修正マスタープランの間の住民移転の数と
ありますけれども、実は改訂マスタープランについてはJICAが支援をしてつくった修正マ
スタープランをベースにしておりまして、そちらのほうの実は住民移転数、これがそのまま改
訂マスタープランでも使われておりますので、ですのでこのようなキセイにさせていただいて
おります。

ただ、今回の調査の中で最終的に一体どれぐらいの数が要るのかということサンプル
調査を行いながら、改めて人数のほうを確認したいというふうに思っております。

それから、2つ目の質問でございますけれども、こちらについては改訂マスタープラン、こ

ちらのほうは仕様書にされておりますけれども、これを踏まえた後、事業実施機関がE I Aを取得するための行動というのがまだ行われておりませんという趣旨でございます。

それから、3つ目ですけれども、今回は電力ですけれども、基本的に電力はベトナムの電力公社、E V Nが高圧線で電力のほうを供給しますので、それをこのホアラックのハイテクパークの中で配電をするというようなことを考えております。

それから、4つ目の行き違いということなんですけれども、一つは多分恐らく当時ベトナム側でもその手続きがしっかりしていなかったということも多分あったのではないかと推測するんですけれども、当時、科学技術省と環境省が一つになっていて、科学技術環境省ということでこのホアラックの案件を担当しておりました。こちらがこのM O S T Eの中の科学技術環境省としてこの案件を承認して、それを実は開発を承認する建設省に提出をして、建設省が開発許可をしてスタートさせたと。ただ、そのときに本来科学技術環境省の中でとられるべきE I Aの手続きが調査をしたままで、そこがどうもちゃんとしっかりした手続きとしてとられていなかったということがあり、かつ建設省のほうもE I Aを担当するいわば省が出してきた案件ということで、そこはおりている、E I Aの手続きが終わっているというように考えていたのかもしれませんが。そういう何か行き違いでE I Aの手続きが正式にとられていないまま、建設省の開発許可がおりて進んでしまったという状況があったそうです。

現在、実は科学技術環境省も2つに分かれて、環境省と、それから科学技術省というふうに2つに分かれましたので、今回新たにイーアール等に当たって、しっかり環境省からとっていききたいというふうに思っておる次第です。

それから、5番目ですけれども、この代替案については、今のところゼロオプションということで案とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、6番目の土地収用のおくれということですが、これは行政手続きがおくれていたということでありまして、どうも我々も現地の情報をいろいろ聞く限りでは、実は土地収用に必要な予算措置がこれまで十分な額が確保されていなかったというような話も聞いております。

一方で、ことしになってその金額がかなりベトナム政府としても必要な額をつけてきて、そういう意味で今後その手続きは促進されるんじゃないかというふうな話を聞いております。

以上、とりあえず1から6までの回答ということでさせていただきます。

村山委員長 きょうは質問いただいた原嶋委員がご欠席ですので、ちょっと追加の話がしにくいんですが、何かご担当の委員の方でありますでしょうか。

5番目の質問に対して、ゼロオプションを案ということはゼロオプションのみということですね。やるかやらないかを比較すると、そういうふうに理解してよろしいですか。

小森 はい。

村山委員長 もしないようでしたら、コメントのほうに入りたいと思います。

それでは、2ページ、3ページにしましょうか。コメントの1番から9番までお願いします。

小森 それでは、コメント1番目ですけれども、この事業計画の整備方針事業概要について、ちょうど今現在現地のほうで調査団のほうでその取りまとめをしておりますところで、プログレス・レポートを11月に提出する予定でありますけれども、その段階で皆さんのほうにもお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

一応現時点での概要は、その回答にも書いてありますとおり、道路についてはこのホアラック・ハイテクパーク内の幹線道路と、それから造成については道路、それから対象のインフラ施設、それから教育・研究開発地区、これを対象としております。それから、排水については道路沿いの管路、調整池、それから上水道については道路沿いの水道管、下水道については道路沿いの下水管と汚水処理場、それから廃棄物については収集センターを今検討しているところです。それと、電気については道路沿いの地下配電ケーブル、変電所、それから通信については道路沿いの共同鞘管それから共同電波棟、このようなものを今対象として考えております。こちらのほうはまた改めて事業方針概要についてご説明させていただきたいというふうに思っております。

それから2番目の、前回もご質問ありました計画緒元についてもあわせて今見直しをしておりますので、こちらのほうもこの事業計画の整備方針、事業概要とあわせて、また改めてご説明、報告させていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の産業立地方針ですけれども、こちらのほうはハイテク産業というものについて一応ベトナム側のほうで法令で、実はこのハイテクパークをつくるというときに新たに定められまして、その中で5つ挙げられておりまして、1つ目が情報工学、通信、電子工学、2つ目がバイオテクノロジー、3つ目がメカトロニクス、4番目が新材料、そして5番目が新エネルギーとなっております、こちらのいわば産業がこちらのほうに移されるということが計画されております。

それから、4番目につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、ゼロオプションということ考えております。

それから、5番目のご質問については、手続き上の行き違いというのは先ほど申し上げまし

たとおりであります。それと、今後どういう承認体制をとっていくのかについては、管理委員会それから先方の環境省、こちらとも確認をして、今後の承認の体制については確認をしてまたご報告をする機会を持たせていただきたいというふうに思っております。

それと6番目ですね、こちらのほうもコメントのとおり、我々としても今回のコメントを踏まえて、またこれから現地に入りますので、その段階で早急にカウンターパート側とも協議をしまして、どういう評価方法でいくのか、基準でいくのかということについて、検討・提案をしていきたいというふうに思います。

それから、7番目についてですけれども、一応ベトナム側の手続としましては、事業者がこのEIAの手続を行うということになっておりまして、実は今回のハイテクパークにつきましても、電力、道路、いろいろございますけれども、ハイテクパーク内の基本的なインフラについてはすべて一括してこのホアラックの管理委員会というところが事業者として行うということになっておりますので、そのため今回は管理委員会が一つの事業として担当することになります。

それから、8番目の土地収用ということで、遅延の理由につきましては先ほども申し上げましたとおり、土地収用の手続、これがどうも裏には予算の話もあるというふうに聞いておりますけれども、こちらのほうが原因もあっておこなっているということ聞いております。

それから、そのほかの要因の可能性についてもコメントいただいておりますけれども、こちらについても今回の調査の中でしっかりと確認してまいりたいというふうに思っております。

それから9番目ですね、こちらのほうも現地の状況ですね、世帯数、人数と補償内容については、今回のサンプリング調査を450世帯ほどでやらせていただこうと思っておりますので、その中でしっかりと確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、過去の用地取得、それから住民移転におけるいろいろな対応、異議申し立て等についてもその中で確認をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

村山委員長 ありがとうございます。それでは、ここの部分に関して、ご質問、コメントを追加でありますでしょうか。

長谷川委員はいかがでしょうか。

長谷川委員 おおよそ理解できましたので、特に追加はありません。ありがとうございます。

村山委員長 ほかにはいかがでしょう。

先ほどもあったんですが、4番のコメントで、代替案に関してはゼロオプションだけという

ことなんですけれども、これは何か理由がありますかね。もしあるのであれば示しておいたほうがいいかなと思うんですけど。まだスコーピングの段階なので、フィージビリティの段階でゼロオプションしかやらないというのはどうなんでしょうか。ちょっとそのあたり気になりますけれども、何かもし理由があればご説明いただきたいんですが。

神下 主にインフラ整備に関する技術的検討の中で、技術的な検討をすることで一義的に決まってくる道路の車線数ですとか、そういうものは代替案というよりは技術的な見地から決まってくるものなので、そこであえて無理に代替案をつくって比較検討するというのは難しいと考えておまして、それで今回の回答ではゼロオプションを代替案とさせていただくというご返答とさせていただいております。

村山委員長 条件がそれぞれ違うと思うので、場所の選択性とかあるいは敷地もほぼ決まっているということであれば、そういったところは代替案にはならないと思うんですけど、例えばほかの例だとどの程度のスピードで整備をしていくかとか、そういったことも代替案としてやっているものもありますので、そういったことを検討した上でゼロオプションだけということであればいいんですけれども、当初からそれしかやらないという形にしないほうがいいかなと思いますね。

小森 コメントを踏まえて、ちょっとうちのほうでも少し本調査の中でどういう形で対応させていただくか、少し考えさせていただきたいと思います。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、また後からお出しいただくという形も考慮して、残りの4ページ、5ページについてご説明をいただきたいと思います。

小森 それでは、10番ですけれども、こちらのほうも今回先方の実施機関、カウンターパートと協議をして、基本的にステークホルダーミーティングの中で住民からの意向を確認できるように我々としても求めたいというふうに思います。

それから、11番とありますけれども、今回サンプリング調査450世帯を行いまして、そこで農業従事者の状況も把握しますけれども、その中で小作農などの地権者でないものの人数、それから規模についても確認させていただきたいというふうに思っております。

それから、先方実施機関との協議あるいはステークホルダーミーティングを通じて、代替農地の提供とかそうした要望についてもその中で把握をしたいというふうに考えております。

それから、12番とありますけれども、この補償金の算定の基準、それから支払い時期、方法については、本調査の中で確認させていただきますので、それもまたご報告させていただきた

と思います。それとあわせて国際的な基準、こちらと比較して一体どうなのかということをごちらでも分析させていただいて、それを踏まえてベトナム側、先方実施機関とも協議をしたいというふうに思っております。

それから、13番ですけれども、それはJICAのガイドラインの内容ですね、これにのっとって慎重に検討したいというふうに思います。

それから、14番ですけれども、こちらのほう、衛生とそれから交通事故ですね、こちらのほうも実は我々当初の項目ではLiving and Livelihood Accident、この中に若干ここで対応するものというふうに最初考えておりましたけれども、今回、別項目として検討したいというふうに思っております。

それから、15番ですね、こちらの件についても、この排水処理については具体的に記載をしたいというふうに思います。こちらの処理の対策についてはこれからの調査の中で検討していきたいというふうに考えております。

それから、16番ですけれども、周辺地域の住民にも配慮するというので、そのような形で当然我々としても考えていきたいというふうに思っております。

それから、計画地の外の道路沿い、それから下流域の住民の影響、これも検討範囲としていくよう実施機関に働きかけていきたいというふうに考えます。

それから、17番の雨水の流出経路の変更、地下水浸透機能の低下、こうしたものについてもこの調査の中で項目を立てて検討していきたいというふうに考えております。

それから、18番ですね、漁業、養殖業についても、こちらもその有無を今回の調査の中で明らかにしたいと思います。現在聞いている限りでは、養殖業、これがあるという話を確認しております。

それから、19番ですけれども、こちら調査期間は短いですが、その一方で既存の資料、それから関係機関のヒアリング等を通じてカバーして実施をしていきたいというふうに考えます。

それから、温室効果ガスへの対応ということで、20番、21番ですけれども、今回F Sの対象事業、こちらのほうを基本とさせていただいて、温室効果ガス排出量について検討を、可能な範囲でこの中で、調査の中で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

村山委員長 それでは、この部分についていかがでしょうか。コメントを出していただいた委員で言うと、織田委員はいかがでしょう。

織田委員 ありがとうございます。ちょっとだけ気になるのは、そこに住んでいない人の、要するに住民調査とかサンプリング調査をしたら、そこに住んでいない人たちはどういうふうにひっかかるんだろうというのがちょっとだけよくわからなかったんです。

例えばコメント10に対してのご回答とか、それからそのほかのところでも、11もそうですね、サンプリング調査にて農業従事者をするということなんですが、例えば小作や農業をしている人だけではなくて、何かお店を出している人とかもいるんじゃないかなと思ったんです。その辺のところをちょっとお願いいたします。

神下 農業をされている方の把握については、サンプリングした上でのインタビュー調査の質問の項目の中で、土地の所有のほうからアプローチして、その土地がどのように使われているかというような項目を土地の所有者に聞いて、それが小作に使われていたりということを把握したいと考えております。

店舗についても、土地の所有からのアプローチで同様に把握していきたいと考えております。以上です。

織田委員 よろしいですか。懸念しますのは、その土地の地権者ではないが、その地域で生計を立てている人をどのような方法で把握なさるんでしょうかということなんです。

今伺っている方法は、その住民であるとかそういう形からのアプローチが多いものですから、漏れてしまわないかしらということが心配だというふうに申し上げたんです。

神下 あくまでサンプリング……、土地を所有されている方へのインタビューで、その土地をだれが利用しているかというものをそのインタビューで明らかにしていくアプローチですので、そこに住んでいない方たちの利用形態についてもある程度把握できると考えております。

これは今後先方実施者とも協議してまいります。ステークホルダーミーティングへの参加対象ですとかそういった部分で、住んではいないけれども利用されている方の要望の酌み上げ等を検討していきたいと思っております。

織田委員 ありがとうございます。

村山委員長 今の点は10番、11番で、具体的に11番の見解のところでは、小作農など地権者でない者の人数・規模も把握をします。ステークホルダーミーティングを通じて要望について把握をするということになっていきますので、地権者以外についてもこのあたり十分確認をしていただきたいということですね。

そのほかいかがでしょうか。

柳内委員。

柳内委員 ちょっと私、担当でなかったものですからコメントはしていないんですが、ちょっとコメントの中に19番のコメントで調査機関の問題がございます。これはこの審査会の席で何回か同じような議論があったことがあるんですけども、FSをやっている、今の調査期間半年というような形でJICAのガイドラインに適合できるんであるかどうかということがいろいろ何回も議論になった経緯があったと思うんです。

今回こういう形で既存資料を現地踏査関係機関からのヒアリング等によって実施する予定だということで、これでガイドラインに適合するんだということを、これをやはり今後レポートしていく上で、そういう意識でレポートを表現していただいたほうがよろしいのではないかと思います。意見です。

小森 その点については、今回のレポートも含めてその中でしっかり意識を持って対応していきたいというふうに考えます。

村山委員長 ケース・バイ・ケースの部分があると思いますので、すべて半年でも大丈夫だということにはならないと思いますが、この件に関して既に何回か調査もされているということを見るとこういう対応もあり得るかもしれないと。ちょっとこれで、半年ですべてオーケーということになってしまうとまた議論が出てきますので、そこは注意をしていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。大体よろしいですか。

野村委員 代替案のところでは村山委員長からコメントがあったんですが、現地を100%理解できていないんですけど、私のイメージとして基本的には、畑か田んぼか知りませんけれども、農地が広がっていて、一部、湖だか池だかがあるというような土地利用形態なんだろうと思いますが、この計画について環境面の大きな問題というのは、そういう現状をかんがみたときに、ある程度の数の住民移転、土地収用が発生しますというところが問題というかガイドライン上重大な影響があるという、A種に該当する理由になっていると理解しています。

その農地なのか村なのか商店なのかわからないんですけども、人の経済活動あるいは居住の地域ということから、もしある程度人口密度というのか土地利用の密度に濃淡があるんだとすれば、濃いところ、つまり人がたくさん住んでいるところをそのプロジェクトから外すというオプション、要するに住民移転数が多いからA種、代替案としては何を考えますかといったときに、ゼロオプションがあってもいいと思うんですけども、ただ何百ヘクタールかのうち1ヘクタール計画面積を減らすことで100人動かさなくて済むというのであれば、それは代替案として成立するんだろうという気がするんですね。

繰り返しになりますけど、本件の場合には、要点は住民移転。住民移転をできるだけ少なくするような代替案というのが検討されていいんじゃないんですか。非常に均一な土地利用と人の住居で、1ヘクタール削ったからといってほとんど変わりませんとということであれば、多少の代替案を検討しても効果がないのかもしれませんが、例えば計画地の外れに小集落がありましたというのであれば、そこを計画地から外してしまえば影響が小さくなる可能性はあると思うんです。

ここにこういう計画、工業団地というかハイテクパークをつくらうというのは、かなり政策的に決まっている部分があるんじゃないかとは思いますが、ですからそのところで果たしてゼロオプションだとかほかの場所の代替地の検討が現実的なのかどうかはわからないんですけれども、ただそれでもなおかつ多数の住民移転と収用を行わなきゃいけないのは事業実施上のリスクであることは間違いないので、そのリスクを下げるという意味で、代替案として住民移転の数をできるだけ減らすような、土地利用による影響の人の数を減らすような代替案というのがとれないのかどうかは検討していただいて意味があるという気はしています。

小森 その点も含めて調査の中でいろいろとシサを検討していきたいと思います。特に実は今回のハイテクパークは、一気にこの1,600ヘクタールすべてができないので、とりあえず我々の調査の中では、そのうちのフェーズワンということで、一番最初に、優先度の高いエリアということで出てきますけれども、例えばその中から本当にその住民移転の問題等で今後の事業も含めてなかなか実施が難しいようなところもあれば、そこは計画として対象としないというようなことも一部そういうことも確かにあり得るかもしれませんが、そこは今後調査の中でベトナム側とも協議をしながら、少し考えさせていただきたいと思います。

村山委員長 もし時間的な、段階を踏んで整理をしていくという猶予があるのであれば、今の野村委員のお話も含めて、もう少しうまいやり方があるかもしれないので、ご検討いただければと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

長谷川委員。

長谷川委員 コメントの13番目、これは織田委員のコメントなんで、私からちょっと申し述べるのは恐縮なんですけども、前回説明を受けたとき、やはりこの点私お聞きしたときに、今後の有償という絡みもあって、J B I Cのガイドラインでというふうなお話があったんですけども、今回はまた織田委員の意見を受けてJ I C Aガイドラインの内容に沿いますと、こうなっているんですけども、この正確な意味合いとしては、前回お話くださったようにJ B I C

のガイドラインをかなり見るけども、こういった足りない部分については織田委員からの指摘のあったようなところは補完的にJICAのところでやっていくと、こういう意味合いなんですかね。ちょっともう少し事情を話していただければ。

小森 基本的にはそうした理解で結構でございます。

村山委員長 よろしいですか。

ということは、JICAのガイドラインにのっとって進めていただけるということによろしいですか。

長谷川委員、いかがですか。

長谷川委員 まさに今、JICAとそれからJBICのガイドラインの統合を図っている最中で、そんな中でJBICにするかJICAにするかというのは一つのトピックスになると思うんですけどね。私もJBICのガイドラインに精通しておりませんので、段階がそれぞれ違いますから、そういう特徴があったり、それからJICAにないものがJBICにあったり、逆にJBICにないものがJICAにあったりということがあろうと思うんですが、今、村山委員長もおっしゃったように、あくまでも今これはJICAという、新しくJICAができてしまってちょっと言いづらいんですけども、今の時点では今あるJICAのガイドラインということが中心になると思うんですけども、ですからどちらにも取りこぼしのないようなということでその辺を十分やっていただければ、後々また新しいガイドラインができたときつながると思うので、よろしく願います。

小森 わかりました。今の趣旨の形で調査を進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

全体含めて、きょう、こちらのほうもちょっとご担当の委員のご出席が余り多くないんですが、織田委員は特にございませんか。

織田委員 もう結構です。ありがとうございました。

村山委員長 ほか、全体を通じてよろしいですか。

それでは、今回まだスコーピングの段階ですので、いろいろとご対応いただける部分があるようですので、ぜひコメントの趣旨にのっとって答えをいただきたいというふうに思います。

答申案については、また例によって事務局のほうでまとめていただいて、最終案をつくりたいと思いますので、よろしく願います。

もし、それではないようでしたら、第4議題、これで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

村山委員長 それでは、きょうは先ほど後に回した第2議題の副委員長の選任というのがあります。あの時点からいうと、平山委員と中村委員、追加でご参加いただいていますので、少し人数がふえましたが、いかがでしょうか。副委員長をどういう形で選べばいいか、何かご意見がありましたらお願いいたします。

実質的な仕事というか作業が生じるということは多分ほとんどなくて、私が出られないときに代行でお願いするというような程度に現状ではなっているんですけど、半年間ご担当いただける方がもしいらっしゃればぜひお願いをしたい。もしいらっしゃらないようであれば、少し方向性を出していただいて、お願いをするということになりますけれども。

織田委員 織田ですけど、質問よろしいですか。

村山委員長 どうぞお願いします。

織田委員 一つは、きょういらっしゃっている方、そちらの東京なんですけど、いらっしゃっている方から選ばなくちゃいけないのかどうかということが一点。

それからもう一点、グループ分けをいたしたように思うんですが、それは本当に厳然と2つのグループに分かれているのかどうか、もし分かれているのであれば、例えば一つのグループじゃないもう一つのグループから選ぶとか、そういう配慮をする必要があるのかどうか、その辺のことをちょっと事情を教えてくださいたいんですが。

村山委員長 ありがとうございます。

1点目については、決してきょうご出席の方から選ぶ必要はなくて、委員全体の中から選んでいいと思います。

それから、2つ目についてはちょっと事務局にも確認をしたいんですが、一応担当の案件ごとにグループは存在しているわけですね。ですから、それは生きているので、一応グループも考慮したほうがいいと思います。ちょっと今ご紹介いただけますか。すぐおわかりになりますか。

渡辺次長 ご紹介させていただきますと、グループ1はAグループとBグループということで、Aグループが、石田委員、織田委員、長畑委員、中山委員、長谷川委員、原嶋委員、藤倉委員、藤崎委員となっております。Bグループが、小林委員、田中委員、中村委員、野村委員、平山委員、柳内委員、真崎委員、村山委員長というふうになっておりまして、バランスからいいますと、副委員長の長谷川委員がAグループにおられますので、もう一人の副委員長を別のグループからということになると、Bグループのほうからという形になるかとは思いま

す。

村山委員長 ということですが、そう意味ではBグループの委員の方から選んだほうがバランスはいいかなというところですね。いかがでしょうか。

長谷川委員 私、副委員長を菊地先生とやらせてもらったんですが、実質一度しか、村山委員長非常に出席率がよくて、私がやったのは1度しかなかったんで、大した負荷はなってくさる方にはないと思うんですけど、ただ一度私がお断りしたのが、委員長がどうしてもご都合がつかなくて、私、広島なものですから、一応テレビ会議という形では出ることは可能だったんですけども、たまたまそのときはほかの用事もあってできなかったんですが、かといってテレビで村山委員長の代役ができるかというとなかなか、織田委員は今テレビのほうでいらっしゃってあれなんです、ちょっと不便かなという感じはするんで、できましたらもう一人なられる方は在京の方がよろしいのかなという気はちょっと経験上しています。必ずしも地方の方はだめだということではないんですけども、村山委員長が休まれたときのことを考えるとそうかなとちょっと感じます。

村山委員長 そのあたりも考慮をいただいて、候補をもし上げていただけると助かりますが、いかがでしょうか。

ある意味で形式的なところもあるので、余り時間をかけるのも何かなという気もするんですけども。

柳内委員 事務局案というのはいかななものですか。

村山委員長 私は聞いておりませんので、もしあれば。

渡辺次長 これは余り事務局からというよりは、委員の互選でというのが筋かと思っております。

村山委員長 どうでしょうかね。今までのことも少し考慮するとということなんですが、委員の方々それぞれ第三者的な立場でかかわっていただいているので特に問題はないかと思いますが、これまで委員長、副委員長を考えてみると、割と中立的な立場ということを一応考慮していたかなという気もするので、そういう意味では大学関係者のほうがいいかなという気が少しあります

これまでのご意見とか出していただいた割合なんかを考えると、一つの案として田中委員にお願いするというのはどうかなと思うんですが、ちょっときょういらっしゃらないので、そういう話をしてもきょう決められる話ではないんですけど、もし何かほかに候補になるような方がいらっしゃったら出していただいて、一応きょうの時点でのこの会合での候補を絞っておいた

ほうがいいかなという気はしているんですけども。

長谷川委員 ちょっとよろしいですか、確認。田中さんはお2人いて、Aグループの田中先生という意味でよろしいですか。

村山委員長 田中充委員はBグループですね。

渡辺次長 Aグループです。

村山委員長 Aグループですか。ごめんなさい。じゃ、ちょっと私の今の意見は取り消しですね。

すみません、もう一度Bグループ確認していただけますか。

渡辺次長 Bグループは、小林委員、それから中村委員、野村委員、平山委員、柳内委員、真崎委員、村山委員長です。

村山委員長 わかりました。そうすると、ちょっと今の話でいくと平山委員にお願いできればと思いますが。

平山委員 私はちょっと辞退させていただきたいと思います。

村山委員長 前日もそういうお話をいただいたような気がします。

どうしましょう、そうしますと……

渡辺次長 田中委員、結構出席されていますので、必ずしもグループ分けにこだわらなくてよろしければ、事務局のほうから田中委員のほうにいかがでしょうかというあたりを伺ってみたいと思いますけれども。

村山委員長 いかがでしょう。もし余りグループ分けにこだわらないということであれば、田中委員に少し打診をしてみるということになります。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

村山委員長 それでは、副委員長の候補として田中充委員に打診をしていただくという形で、できれば次回そのあたりご報告をいただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

それでは、第2議題についてはそういう形で進めさせていただきます。

あとは、きょうは第5議題の今後の予定ということになっていますので、ちょっとご紹介をいただきたいと思います。

渡辺次長 次回でございますけれども、第8回で10月27日の3時からを予定しております。議題は、ここにありますように、カンボジアの第二メコン架橋の予備調査と、それからマダガスカル国のトマシアナ港のフィージビリティ調査、それぞれ報告でございます。

以上でございます。

村山委員長 それでは、あとその他ということになります、何か委員の方からありますでしょうか。

長谷川委員。

長谷川委員 たまたま今グループ分けの話が出たんですけども、Aグループ、Bグループのバランス、数の上ですけども、今回、菊地委員がいなくなるということで、Aグループが9人、それからBグループが7人という、わずか一、二名の差ではあるんですけど、もしまだ3月いっぱいやるとすれば、少しでも委員の負担がなくなるように、Aグループから1名Bグループに回ってもらうということはどうかと思うんですが。

村山委員長 Aが9で、Bが7ですね。じゃ、ちょっとそのあたりご検討いただけますか、事務局のほうで。

スコーピング段階から入っている案件については連続してご担当いただくということも出てきているので、そのあたりも考慮するとちょっと微妙なところがありますが、可能であれば均等にしたほうがいいと思いますので、少しご検討いただきたいと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、きょうの審査会はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時45分閉会